



金 沢 市 公 報

号外第12号の8

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境指導課) 2
金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	1	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課) 6
金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (市立病院事務局)	2	金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課) 9
金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	2	

規 則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則(平成9年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

衛生指導課	環境衛生グループ 理化学検査グループ 微生物検査グループ 小動物管理グループ	を
食品安全対策室		
食肉衛生検査所	検査第1グループ 検査第2グループ	

衛生指導課	環境衛生グループ 小動物管理グループ	に
食品安全対策室		
試験検査課	理化学検査グループ 微生物検査グループ 環境監視グループ	
食肉衛生検査所	検査第1グループ 検査第2グループ	

改める。

第4条第2項の表中

	9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項(小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。)	を
理化学検査グループ	1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項	
微生物検査グループ	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項	

	9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項(小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。)	に
	10 化製場等に関する法律に関する事項(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項に限る。)	

改め、同条第4項の表中「化製場等に関する法律に関する事項」の次に「(犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 試験検査課の各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

グループ	分 掌 事 務
理化学検査グループ	1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
微生物検査グループ	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
環境監視グループ	1 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に関する事項

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則（平成3年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「循環器内科」の次に「、腎臓内科、内分泌・糖尿病内科」を加え、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

金沢市清掃従業員就業規則（昭和24年規則第152号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「東部クリーンセンター、西部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター、東部環境エネルギーセンター」に改める。

第12条第3項及び別表中「東部クリーンセンター及び西部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第13号の2 (第3面) を次のように改める。

(第3面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

様式第13号の3 (第2面) を次のように改める。

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

様式第15号の8 (第2面) を次のように改める。

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

様式第15号の10(裏面)を次のように改める。

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
備考			
1 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。			
2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。			

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

●金沢市規則第41号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第1号中「登録申請者」の次に「の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類」を加え、「)の」を「の」に改め、「書類」の次に「(当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類)」を加え、同条第3項第2号中「(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」を削る。

第31条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「帳簿」を「条例第34条の3の帳簿（以下「帳簿」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第23条関係）

年 月 日

(宛先) 金沢市長

登録申請者

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、金沢市屋外広告物等に関する条例第31条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	登 録 番 号		金 沢 市 屋 外 廣 告 業 登 録 第 号	
		登 録 年 月 日		年 月 日	
ふりがな 氏名及び生年月日 〔法人にあっては、名称及び に代表者の氏名及び生年月 日〕		生年月日	年 月 日		
住 所 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地〕		法人・個人の別	1 法人	2 個人	
1 金沢市の区域内において 営業を行う営業所の名称及 び所在地		営業所の名称	営 業 所 の 所 在 地		
2 業務主任者の氏名及び所 属する営業所の名称		営業所の名称	ふりがな 氏 名	摘 要	
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取 締役、執行役又はこれらに 準ずる者。以下同じ。)の 職名及び氏名		職 名	ふ り が な 氏 名		

4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏名及び生年月日 〔法人にあつては、名称 並びに代表者の氏名及 び生年月日〕		
	住 所 〔法人にあつては、主た る事務所の所在地〕		
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名	ふ り が な 氏 名	
6 他の地方公共団体における登録番号	登 録 を 受 け た 地方公共団体の名称	登録年月日	登録番号

備考

- 1 印の箇所は、新規登録の場合は、記入しないでください。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを で囲んでください。
- 3 申請者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第17号中「法定代理人」の次に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)」を加え、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第18号中

「
 登録申請者

〔	本		人	〕
	法	定	代	理
	法	人	の	役
	員	〕		

 の略歴書 を
 」
 「
 登録申請者

〔	本		人	〕
	法	定	代	理
	法	人	の	役
	員	〕	法定代理人 (法人) の役員	〕

 の略歴書 に、
 」

「現住所」を「住所」に、「フリガナ」を「ふりがな」に改め、同様式の備考第1項を次のように改める。

- 1 「本人 法定代理人 法人の役員 法定代理人 (法人) の役員」については、該当するものを で囲んでください。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に、「フリガナ」を「ふりがな」に、

「

住 所

 を
 」
 「

住 所
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地〕

 に
 」

改める。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に、「フリガナ」を「ふりがな」に、

住 所		を
-----	--	---

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地〕		に
---------------------------------	--	---

改め、同様式の備考第1項中「については、」の次に「それぞれ」を加える。

様式第24号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「不適格建築物に関する報告書」を「既存不適格調書」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第5条第1項中「建築主等」の次に「及び国の機関の長等」を加え、同条第2項を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

既 存 不 適 格 調 書

年 月 日

（宛先）建築主事

建築主 住 所

氏 名

㊟

（建築主本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

確認済証交付年月日	
確認済証番号	
検査済証交付年月日	
検査済証番号	
建 築 場 所	
既存建築物を 調査した者	() 建築士 () 登録 第 号 () 建築士事務所 () 登録 第 号 氏名 ㊟ (電話 - -)

状況報告事項
備考欄

本調書を構成する図書

- 1 現況の調査書（所定の記入欄への必要事項を記載）
- 2 既存建築物の平面図及び配置図（増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。）
- 3 新築又は増改築の時期を示す書類
 - (1) 検査済証
 - (2) 検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）
 - (3) 建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
- 4 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（建築基準法第6条第1項第4号などの小規模建築物については、1の現況の調査書が兼ねます。）

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「建築主」を「届出者」に、「第5条第1項」を「第5条」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄